

高槻市コールセンター設置準備及び運営業務に係る協定書

(目的)

第1条 当コンソーシアムは、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 1 高槻市発注に係る高槻市コールセンター設置準備及び運営業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- 2 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当コンソーシアムは、高槻市コールセンター設置準備及び運営業務コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 コンソーシアムは、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 コンソーシアムは、〇年〇月〇日に成立し、本業務完了後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 本業務を受託することができなかつたときは、コンソーシアムは、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 コンソーシアムは、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 コンソーシアムの代表者は、本業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及びコンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝を行う権利をコンソーシアムの代表である業者に委任するものとする。

なお、コンソーシアムの解散後、コンソーシアムの代表者である業者が破産又は解散した場

合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、コンソーシアムの代表者である業者以外の構成員である一の業者に対しその他の構成員である業者が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

高槻市コールセンター設置準備及び運営業務のうち〇〇業務 〇〇株式会社

高槻市コールセンター設置準備及び運営業務のうち〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の履行に伴い運営委員会が決定した業務処理計画によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行とし、コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(発注者等に対する責任関係及び構成員相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担し、当該構成員は発注者及び第三者に対し、直接に責任を負うものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定するコンソーシアムの責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡、再委託等の禁止)

第15条 構成員は、本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

2 構成員は、第三者に業務の全部又は一部を委託し又は請け負わせることはできない。

(秘密の保持等)

第16条 構成員(代表者を除く。)は、本業務の履行に際し、発注者と代表者との間で締結する原契約に定める秘密の保持及び目的外使用の禁止、複写、複製、第三者提供の禁止等情報の適切な管理に関する代表者の義務を各構成員の義務と読み替え、これを遵守しなければならない。

(業務途中における構成員の脱退)

第17条 構成員は、コンソーシアムが本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該コンソーシアムに加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合に対する構成員の責任)

第19条 コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

当コンソーシアム構成員は、上記のとおり、本業務に係るコンソーシアム協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印